

「小樽市空家等対策計画」を策定しました

全国的に空き家が増加する中、国においては「空家等対策の推進に関する特別措置法」を制定し、市町村が空き家等の対策に取り組むための法的根拠を整備しました。小樽市では、この法律に基づき、今後の空き家等対策の指針となる「小樽市空家等対策計画」を策定しましたので、今回、計画の概要についてお知らせします。



小樽市の空き家率

国が実施した住宅・土地統計調査によると、小樽市の空き家率は平成25年には17・2%となり、10年前と比べ4・1ポイント増加しています。小樽市の空き家率は、全国

13・5%、北海道14・1%と比較しても高い数値です。

空家等対策の基本方針

【所有者等による管理の原則】
空き家は、個人等の財産であるため、管理責任は第一義的に所有者等にありま

このため、所有者等による空き家の適切な管理とその責任について周知・啓発を進めていきます。

【多様な主体との連携による空家等対策の推進】
空き家は地域としての課題

にもなっています。この

ため、市はもとより、地域の方々、さらには不動産や建築など各種関連団体が相互に協力・連携して、空き家等の対策を進めていきます。

空家等対策の取り組み

本計画は平成29年度から平成33年度までを計画期間として、さまざまな取り組みを行っていきます。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

◆お問い合わせは、建築指導課空家対策担当 ☎ 411-1303、FAX 3963-4111 へどうぞ。

◆空家等対策の取り組みイメージ◆

居住者がいる住宅など

- 取り組み：空家等の発生予防対策
- 市民への周知・啓発
 - 住宅ストックの良質化と長寿命化



転居や相続などによる空家等の発生

- 取り組み：空家等の適正管理対策
- 所有者等の管理意識の向上
 - 適正管理に向けた情報提供



空家等に関する所有者等からの相談や市民等からの苦情、情報提供など



空家等の現地確認調査

- 取り組み：空家等の実態把握、調査



管理が良好な空家等

- 取り組み：空家等の利活用対策
- 空き家・空き地バンク制度の充実
 - 流通による活用の促進
 - 公営住宅としての活用
 - 地域による活用の促進

管理が不全または不全になる恐れが高い空家等

- 取り組み：管理不全な空き家等への対応
- 所有者等への注意喚起
 - 特定空き家等の認定基準の策定
 - 特定空き家等への措置
 - 除却・解体の促進

空家等対策全般

- 取り組み：相談・実施体制の整備
- 相談窓口の周知と関係部署との連携
 - 地域や各種関連団体等との連携

空家などの適切な維持管理のお願い

空き家のほか、冬期間に使用しない住宅について、建物等の破損や敷地内の草木、落雪などで周辺地域の方々に迷惑を及ぼす事案があります。

近隣への悪影響や建物等を起因とした事故などを未然に防止する上でも、適切な維持管理をお願いします。



「空き家・空き地バンク」に登録しませんか

「空き家・空き地バンク」制度とは、市内にある空き家・空き地の物件情報を登録し、市のホームページで公開することにより広く周知して、物件の有効活用を図る制度です。

※申し込みがあった物件については、不動産業者の協力を得て、登録の可否を調査します。

